

徳島県告示第四百三十六号

文化財の保護に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第二十三号）第八条第一項の規定により、次に掲げるものを徳島県指定有形文化財に指定する。

令和元年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 及 び 管 理 者
有形文化財 （歴史資料）	板東俘虜収容所関係 資料	二九九件 三〇四点	鳴門市大麻町松東 山田五五番地二 鳴門市ドイツ館	鳴門市
		七件 一〇点	徳島市八万町向寺 山文化の森総合公 園内 徳島県立文書館	徳島県